

地方公営企業会計制度等研究会（第3回）

1 開催日時等

- 開催日時： 平成 21 年 8 月 25 日（火） 13:30～15:30
- 場 所： 総務省 6 階 601 会議室
- 出席者： 鈴木座長、泉澤委員、尾崎委員、田辺委員、林委員、
布施委員、保科委員、森委員、森田委員、山下委員、
細田大臣官房審議官、佐々木公営企業課長、
井上公営企業経営企画室長、平川地域企業経営企画室長 他

2 議題

- (1) 資本制度について
- (2) 引当金について
- (3) 繰延勘定について
- (4) たな卸資産の価額について
- (5) 減損会計について
- (6) リース取引に係る会計基準について
- (7) セグメント情報の開示について
- (8) キャッシュ・フロー計算書について

3 配布資料

- (資料 1) 具体的検討事項に係る論点整理（案）
- (資料 2) 現行の法定積立制度と自己資本の造成
- (資料 3) 現行の自己資本造成制度
- (資料 4) 平均残存勤務期間
- (資料 5) 地方公営企業のたな卸資産の状況
- (資料 6) 中小企業の会計に関する指針（平成 21 年版）（リース取引部分抜粋）
- (資料 7) 資金計画書及び資金予算表

4 出席者からの主な意見

- (1) 資本制度について
 - ・ 資産に見合う資本金として自動的に増加させるという規律を設けることと、このような規律を外して経営判断の余地を広げることとのメリット・デメリットを比較する必要がある。
 - ・ 社会構造の変化に伴う事業のスリム化や住民ニーズの転換等に対応するためには、事業を変革していかなくてはならない。そのためには、減資の手続きは非常に大事な手続きだと思われる。

(2) 引当金について

- ・ 退職給付引当金の義務づけと算定方法は期末要支給額を原則とするという基本的考え方には賛成である。
- ・ 今後10年間で3割から4割が退職するため、ピークは越えたといっても、退職給付引当金の費用負担はまだかなり重い。
- ・ 近年、新規採用をしておらず、平均年齢が50歳を超えている会社もある。
- ・ 経過措置期間を平均残存勤務年数の範囲内とするかについては、数字として妥当なものであるか、どこかで試算していただきたい。
- ・ 退職給付引当金以外の引当金、例えば賞与引当金については議論しないのか。

(3) 繰延勘定について

- ・ 災害損失、企業債発行差金及び控除対象外消費税の繰延べは必要ないのではないか。

(4) たな卸資産の価額について (⇒ 特に意見なし)

(5) 減損会計について

- ・ 独法の場合は、中期計画との比較等一定の枠組みをベースに判断を行う。公営企業の場合はこのようなものがないので、その違いを整理しておく必要がある。

(6) リース取引に係る会計基準について

- ・ 通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っても事務負担はさほど増加しないのではないか。
- ・ PFIについて、簡便で賃貸借でもいいのではないかという点については、独立行政法人のPFI会計処理を参考に再検討していただきたい。

(7) セグメント情報の開示について

- ・ セグメントの開示区分について、ある程度モデルを示すのか。
- ・ セグメント情報の開示については、事業の実態を見てよく検討する必要がある。

(8) キャッシュ・フロー計算書について

- ・ 表示方法については、直接法と間接法の選択制に異存はない。
- ・ 損益勘定留保資金等が非常に分かりづらいので、キャッシュ・フロー計算書の導入とセットで予算のあり方を考えるべきではないか。